

大館市介護福祉士資格取得支援事業(事業所用)

大館市では、介護職に従事する人材の確保と育成を図るため、介護福祉士の資格を取得する際の
経費の2分の1(1人最大10万円)※について大館市が支援します。(※交付額は100円未満切捨て)

事業所に対する助成

1.補助対象事業所

申請日に市税等に滞納がなく、次のいずれにも該当する市内の介護事業所等
(市内で複数の事業所を運営している場合においては、すべての事業所について滞納がないこと。)

- (1) 補助対象費用を事業所で負担していること。
- (2) 申請日において、市内で介護事業所を1年以上運営していること。又は新たに事業所を開設した場合は、市内で他の介護事業所を1年以上運営していること。
- (3) 交付請求の期限の日において、法に基づくサービスの提供を休止し、事業所を廃止していないこと。

2.補助対象費用

補助対象者1人につき、受講料(教材費含む)、国家試験受験料、資格登録にかかる費用など
※事業所で負担した経費のみが対象です。(申請時に領収書が必要です)

3.補助対象研修(資格取得に必ず要する研修)

介護福祉士実務者研修

(注意)申請の締め切りは、

(受講料のみの申請)実務者研修を修了した日から3ヶ月以内

(受講料、受験料、登録費用の申請)介護福祉士の資格を取得した日から3ヶ月以内となります

(資格を取得できなかった場合は可否の判明があった日から3ヶ月以内)

◎留意点

- ・以前に本事業の適用を受け補助金の交付を受けた場合は、再び補助金の交付申請をすることはできない。ただし、結果的に資格を取得できなかった場合は、翌年度以降1回に限り再び交付申請することができる。
- ・他の制度(厚生労働省が定める教育訓練給付制度を除く。)による補てん対象となっている場合は、補助金の交付申請をすることができない。

対象となる介護事業所等は、下記の事業所です。

介護事業所等とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定を受け、法第8条第1項の居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)若しくは同条第14項の地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項の介護老人福祉施設、同条第28項の介護老人保健施設、法第8条の2第1項の介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)若しくは同条第12項の地域密着型介護予防サービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。

お問い合わせ
大館市福祉部
長寿課 高齢者福祉係
Tel 0186-43-7056

大館市介護福祉士資格取得支援事業の流れ

